



八代ブランド戦略 <八代市キャッチコピー及びロゴマーク>

住民自治によるまちづくりがはじまります

~地域で考え地域で行動するまちづくり~



八代市

住民自治によるまちづくりってなあに?



どうして今、住民自治によるまちづくりなの?

急激な社会環境の変化により、地域の抱える課題は増大しています。少子・高齢 化の問題や防犯・防災、ごみ問題や青少年育成問題など地域が抱える課題は多種多 様化しており、自治会だけの活動では限界があります。

その一方で、行政も地方分権の進展や地方税収入の伸び悩みにより、行政が住民 ニーズすべてに対応することが難しくなってきています。

自治会単位での活動に限界が・・・

- ◆少子・高齢化⇒自治活動の担い手不足等
- ◆核家族化・都市化⇒自治意識の希薄化等
- ◆住民ニーズの多様化⇒役員への負担増大等 ※これまでどおり自治会は存続します。

これまでの行政サービスは限界に

- ◆**少子・高齢化⇒**医療福祉費の増大等
- ◆地方財政のひっ迫⇒行財政のスリム化
- ◆地方分権の進展⇒権限移譲による役割の 増大等





高齢化

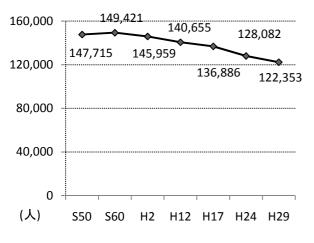




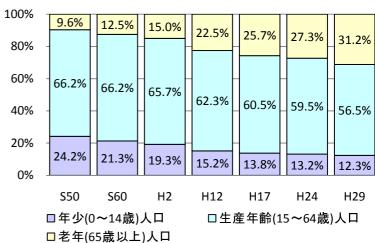
市民と行政が協働で行う住民自治によるまちづくり

少子・高齢化の進行

八代市の人口推移と推計



八代市の年齢階層別人口推移と推計

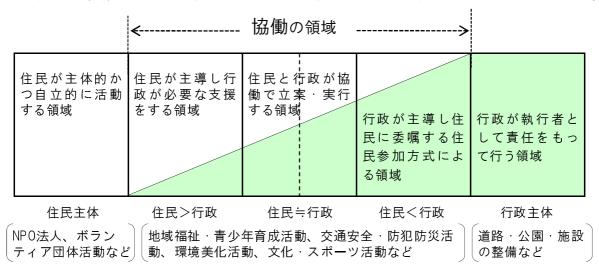


日本の人口と同じく八代市でも人口の減少が見られ、年少人口、生産年齢人口 割合が減少し、一方で老年人口割合が増加傾向にあり、急速に少子高齢社会へ移 行するのを示しています。住民ニーズが多様化している中、医療福祉の増大や就 労所得の減少等により、行政による市民サービスを維持することが困難になるこ とが予想されます。



協働によるまちづくり

住民自治を推進していくためには、住民と行政の協働が必要不可欠となります。協働とは、目的ではなく、目標を達成する手段です。それぞれの主体が相互の信頼と理解に立って、共通する一つの目標に向かって協力していくことです。住民と行政の協働によるまちづくりを目指していくには、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係が必要となります。



住民自治組織の設置目的

1)住民自治の意識をはぐくむために

「地域でできることは、地域の力で実行する」という「住民自治」の意識をはぐくみ、地域住民の皆様の主体的な地域活動を推進します。



②地域で助けあってまちづくり

いくつかの地域が抱える共通の課題を解決するため、従来 の地域より広い範囲で共に助けあいながら、一体的なまちづ くりを推進します。



これまで縦割りで活動してきた地域内の各種団体や地域住民が、「横のつながり」を重視し、連携を図ることで、地域の総合力を高めます。



「大規模地震」「河川堤防の決壊」「高潮被害」「山間地における土砂災害」等の大規模災害に備えるため、地域における防災に対する危機意識を高めるとともに、連携体制の強化を図ります。

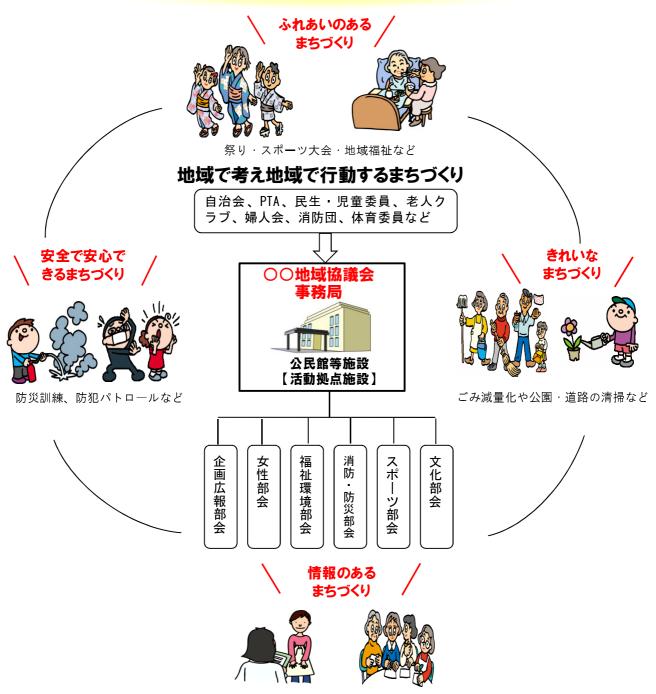






加たって、語って、協働によるまちづくり

~みんなで参加し、みんなで語って、みんなで協力しあうまちづくり~



広報誌の作成や回覧など

- ●地域協議会とは・・・地域住民で構成され、地域の課題や問題点を協議 し、解決 に向けた意思決定機関及び活動機関です。
- ●設置範囲・・・概ね小学校区単位を基礎に設置(ただし、異なった地域の環境特性や歴史、文化等の実情を考慮しながら地域住民で判断します。)。



新たな組織を設置するにあたって

市役所にコミュニティ 総合窓口を作ります

市では、地域活動がスムーズに 進めることができるよう市役所の 組織を再編して、コミュニティ総 合窓口をつくり、いつでもコミュ ニティに関する相談ができるよう にします。

市役所本庁に 支援職員を配置します

いくつかの校区を担当する職員を市役所本庁に配置し、設立準備委員会での協議から地域住民の皆さんと一緒になって考え、組織の立ち上げを支援していきます。



自治意識を高めるため、啓発活動を充実させます。

まちづくりへの機運を高めること と、人材の育成を図るため、まちづ くりや協働に関する情報提供や研修 会、出前講座、住民説明会等、積極 的な啓発活動に努めます。



組織運営マニュアル を作成します。

円滑に推進できるよう、組織の立 ち上げ方法や運営の仕方、広報の仕 方など活動の参考になるヒントや資 料を掲載した組織運営マニュアルを 作成します。

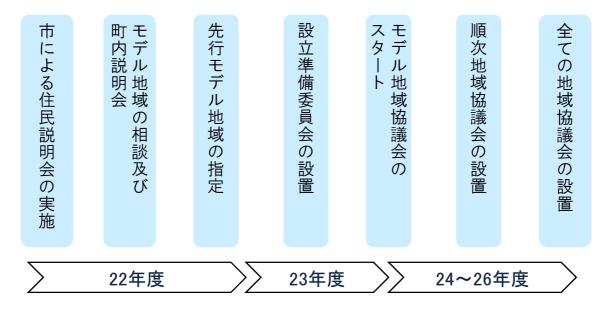
公民館等施設に担当職員 を配置します。

地域住民の身近なところでまちづくりの指導・助言ができるように、 公民館等施設に職員を配置し、これ まで以上に地域と向き合う体制づく りを行います。



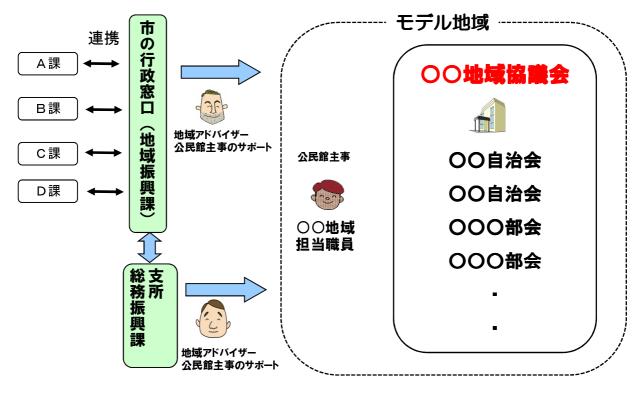
地域協議会の設置への取り組みについて

行政も初めての取り組みとなりますので、他の地域より先行して取り組んでいただく、モデル地域を2~4地域指定し、行政と二人三脚の取り組みを進め、先行モデル地域の実績を踏まえながら他の地域への取り組みを図っていきます。



八代市の組織推進体制について

モデル地域の指定後は、地域振興課に行政窓口を一本化します。また、これからも公民館主事が地域のまちづくりをサポートしていきます。さらに地域振興課からモデル地域を担当する職員「地域アドバイザー」を配置し、組織運営に関する専門的な指導、助言や公民館主事の取り組みを支援していきます。



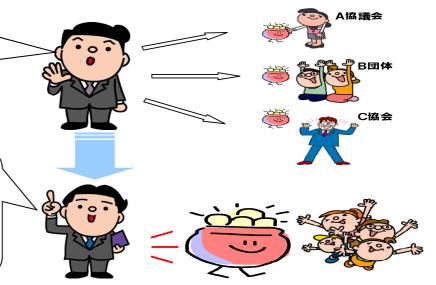
財政支援について



補助金の一括交付

これまで、各団体一律に補助しているものがありました。また、使い道も限定しており、住民の創意工夫が発揮できませんでした。

コミュニティに関する補助金を可能な限り一本化して、地域協議会に一括交付します。これにより、優先順位や配分を地域住民のみなさんで決めることが可能となり、地域の独自性が発揮できます。



●補助金交付の算定については、予算に応じて、必須に行う「事業割」と組織を 運営するにあたり必要な経費の額として「均等割」や地域内の人口規模に応じ た「人口割」の3つの算定基準を設けます。

【統合を計画している事業】

- ▶ 敬老会助成金
- ▶ 資源回収集積所管理委託
- ▶ 健康づくり推進事業補助金
- ▶ 校区民体育祭大会運営補助金
- ▶ 校区体育協会運営補助
- ▶ 地域ゲートボール場整備事業
- 地域交流事業委託
- ▶ 総合社会教育推進協議会事業委託
- 自治公民館支援事業補助金

	区分	算定基準
	事業割 (必須事業)	・資源回収集積所管理委託 ・敬老会助成金
統合	均等割	予算額から事業割分を差し引 いた額の30%
	人口割	予算額から事業割分を差し引いた額の70% 地域協議会の区域の総人口に 応じた額

組織運営経費の助成

市では、組織設置後、運営に支障をきたすことがないよう組織の運営に必要となる備品等の事務経費の一部を助成します。

ただし、組織設置後から3年間を限度とします。



Q 💫 🔼 もっと教えて、住民自治によるまちづくり

Q

地域協議会はすぐ設置しないといけない A の?

市も初めての取り組みとなりますので、モ デル地域と一緒に検証し、その結果を適宜、各 地域へ報告していきます。その結果を踏まえ、 地域の皆さんで十分話し合い、協議が整ったと きに地域協議会の設立をお願いします。

組織づくりや事業計画など、地域に必要なこ とを地域住民の皆さんとじっくり検討しましょ う。

Q

市とどんな協働があるの?

例えば、市が道路や公園、施設を整備し、 地域活動団体やNPO・ボランティア団体が、 その特性や知識を活かして、道路や公園の清掃 や施設の管理を行っていくということも協働の 一つとなります。

また、市からの委託を受けて子育て支援や高 齢者介護、ごみ分別などを実施する協働や、市 から補助を受けて地域の祭りや運動会を実施す ることも協働と言えます。

協働が活発に行われるようになると市役所の 仕組みも大きく変わっていきます。

Q

必ず地域住民は参加しないといけない の?

防犯、防災、子育て、青少年育成、高齢 者福祉、環境問題など地域で抱える課題は増 大しています。一人で解決しようとしてもう まくいきませんが、多くの人が集まれば問題 の解決も早くなります。

地域に住む子どもからお年寄りまでが、地 域の公益活動に参加することで、活動が活発 になり、地域は大きく生まれ変わります。

多くの方々に、まちづくりについて考えて いただくことが、まちづくりの第一歩となり ます。

地域のみなさんの参加をお願いします。

自治会がなくなってしまうの?

地域協議会は、自治会だけで対応できない 課題、あるいは広域的な課題への対応、また人 材の確保などを図るために設置するものです。

一方、自治会は、小さい単位で、地域の親睦 と住み良いまちづくりを担う自律した地縁団体 であり、役割が違います。

自治会は、どのように社会が変化しようとも 存在し続ける組織といえます。

Q

既存の組織はどうなるの?

各地域にはたくさんの団体があります。 課題として、複数の役員の兼務などにより、 一部の人に負担が生じているようです。また、 校区内で同じ事業を実施しているところもあ るようです。

これからは、地域内において効果効率的な 運営が可能となるように、これまでの役割分 担や事業の見直しが求められます。

そのため、場合によっては既存組織の統廃 合というものも考えられますが、地域の皆さ んで十分話し合って進めて行きましょう。

お気軽にお問い合わせください。

住民自治に関するお問い合わせは、市役所地 域振興課、または、皆さんのお近くの公民館に 配置している公民館主事にお尋ねください。

また、今後の情報提供等については、広報 紙、ホームページ、ケーブルテレビ等において 随時行います。

企画振興部地域振興課

TEL33-4168 FAX32-8944

Mail:shinko@city.yatsushiro.lg.jp